

# 江戸川区保育の質ガイドライン (案)



令和5年3月

江戸川区

保育の質ガイドラインに対するご意見がある場合には、2月20日までに  
子育て支援課運営支援係へ電話やFAX、メールでお願いします。

電 話 : 5662-5028 FAX : 5662-4897

メール : [kosodateshien@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:kosodateshien@city.edogawa.tokyo.jp)

## ガイドライン策定の趣旨

江戸川区では、保育ニーズの高まりをうけ、待機児童対策を大きな施策の一つとして、量の拡大をすすめてきました。特に私立認可保育園については平成28年度から新規開設と定員拡大により4000名超の定員増を図り、令和4年度には待機児童ゼロを達成しました。

一方、保育現場では保育士不足や人材育成の問題、保育の質に繋がる課題が様々発生しました。子どもが健やかに育ち、保護者が安心して預けられるようにするために、量の拡大と保育の質の向上が両輪となって進んでいかなければなりません。これまで進めてきた保育所整備から、保育の質の向上を目指す転換期に入りました。

保育の質は、配置基準や面積基準のようないわゆる構造の質と呼ばれる数値化できるものから、保育の直接的な営みであるプロセスの質と呼ばれるような簡単に数値化できないものまで、様々な既定のされ方があります。子ども一人一人が今を、そして未来を生き生きと過ごすために、子どもたちの育ちに大切なことはなにか、どんな生活や活動が保障されるべきなのかを考えなければなりません。そこで、子どもに関わる人々が意見を出し合い、保育の質を高めていくために目指すべき事柄を、このガイドラインに示し、実践に活かせるよう作成しました。

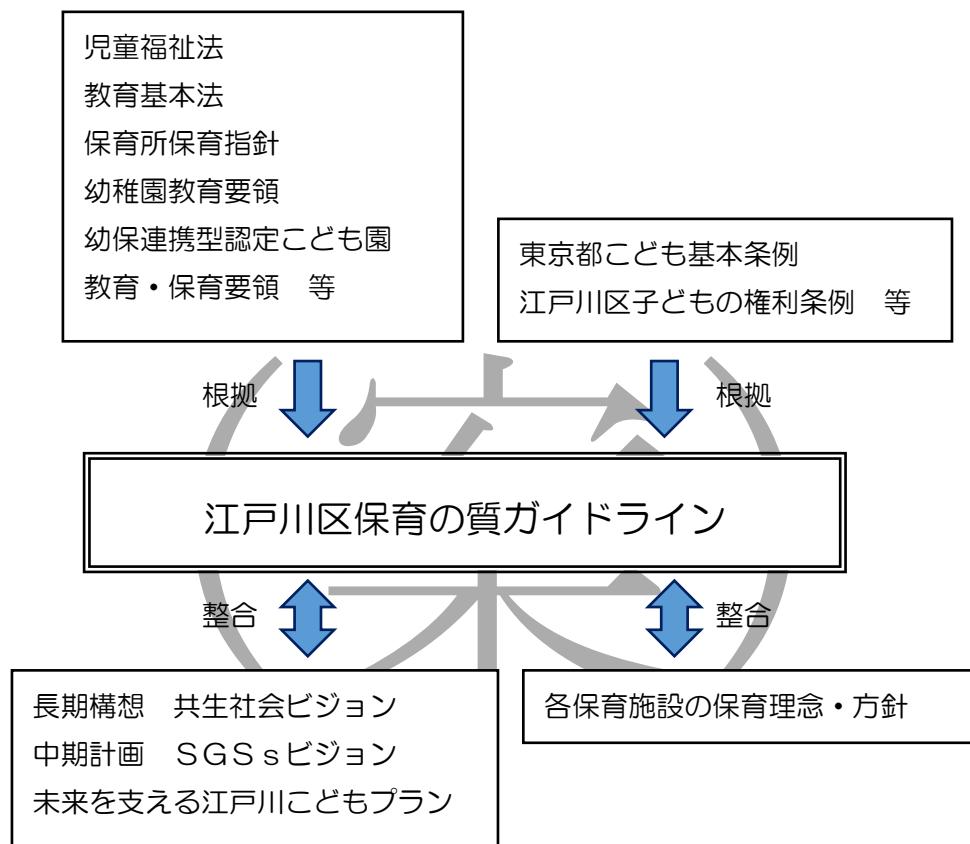
区内には多様な保育主体、保育形態の園があります。それぞれの独自性・運営方針を尊重しつつ、子どもがどの施設にいても、等しく一人一人に配慮された環境のもとで育つことが必要です。かけがえのない乳幼児期を過ごすことができるようになりますには、保育に関わる全ての職員や、保護者、地域、行政等が共通理解を深め、相互に連携・協力していくことが不可欠です。

よりよい保育は保育者だけではできないこともあります。例えば、子どもが育つ環境として大事にすべき環境整備や人材育成については、園だけでなく事業者の責務も大きいと考えます。もちろん行政として責任をもってやるべきこともあります。さらに、子どもの親である保護者の皆様には、子どもが育つとはどういうことかを子育ての当事者として理解していただき、一緒に手を携えて進んでいただきたいと考えています。

このガイドラインは、日々の保育実践の振り返りや、環境構成、保育内容の見直し等に活用するほか、研修題材として取り上げるなど、ガイドラインの理解と実践を深めていただきたいと思います。

## ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、児童福祉法、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、区内のすべての保育施設等の保育の質を高めるために策定しました。また、「2100年の共生社会ビジョン」や「2030年のSDGs ビジョン」等との整合性を図っています。



## 目 次

1. 子どもの権利	・・・・・	P1
2. 愛着形成	・・・・・	P3
3. 保育者の資質・専門性の向上	・・・	P4
4. 保育内容	・・・・・	P6
5. 環境	・・・	P9
6. 健康及び安全	・・・	P10
7. 配慮や支援を大切にした関わり	・・・	P12
8. 連携	・・・・・	P13



本ガイドラインで使用している表現

保育者・・保育士資格、幼稚園教諭免許をもつ保育のプロである職員だけでなく、子どもの保育に関わるあらゆる職種の職員すべてを含みます。  
(保育士、保育教諭、保育補助、看護師、栄養士、調理員、用務員など)

## 1. 子どもの権利

未来を担う子どもたちは一人一人が様々な個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を持っています。子どもにはみな等しく人種や性別、障がいや病気のあるなし、政治や宗教、経済的な背景などにかかわらず、保護者や多くの大人の愛情のもとで安心して育ち、遊び、学び暮らしていく権利があります。

子どもの権利は、日本国憲法、子どもの権利条約、児童福祉法、教育基本法、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、東京都こども基本条例、江戸川区子どもの権利条例、児童憲章等によって法的・制度的に裏づけられ、守られているものです。

子どもの権利条約は、「命が守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」という4つの原則に則って、生きる権利・育つ権利、意見を表す権利、表現の自由、暴力などからの保護、健康・医療への権利、社会保障を受ける権利、教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利など、様々な権利が明記されています。

子どもの権利を守る基本姿勢は、子どもを“一人の人間としてみる”ことです。そして、一人の人間として対等な存在である子どもの声を聴くということです。

「子どもの声を聴く」ということは、ただ子どもが発する言葉を聞く、その内容を聞くということではありません。大人が子どもに対し真に関心を向け、子どもが表現している言葉やしぐさ、姿勢といった事実から、できるだけしっかりと、深く、その子独自の思いや願いをわかろうとする、ということです。

### 子どもの最善の利益を守るために

- \* 保育者には資質として人間性や倫理観、職務及び責任の自覚が求められており、日々の保育において子どもの権利を尊重します。
- \* 子ども自身が多くの人から大切な存在として受け止められていると感じ、自己を十分に発揮し、自己肯定感をもって主体的に生活や遊びができる保育や環境を保障します。
- \* 平和や安全が確保されるなかで、命が守られ、遊びや学びを通して自己を発揮できることを目指します。
- \* 個性や能力を受け止め、個人として尊重しその個性を伸ばします。
- \* 保育者はアドボカシー<sup>(注1)</sup>を意識し、一人一人の子どもの思い、願いを知ろうと努め、隠れた心情や、言葉として出てないこともくみ取り、子どもがわかってもらえたと思えるようにしっかりと向き合います。
- \* 子どもの成長を的確にとらえ、子どもの心情に配慮しながら、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムが作られるよう援助します。
- \* 子どもを一人の人格として扱い、プライバシーにも配慮した排泄（おむつ交換も含め）、着替えの方法をとります。

- \*すべての子どもが生活習慣や文化の違い、ルーツ・障がい・疾患・性差・経済的背景などで差別されることなく、安心して生活していくよう配慮します。
- \*常に子どもの身体的・心理的状態を把握するように心掛けます。

### **虐待・ネグレクトなどへの適切な対応**

子どもへの不適切な対応などが疑われる場合には、区や関係施設と連携し、適切な対応を図ります。身体に傷やあざ等があったり、保護者の子どもへの関わりや様子がいつもと違っていたりするなど、虐待が疑われる場合には速やかに、児童相談所（はあとポート）に通告し、適切な対応を図ります。

- \*毎日の視診や家庭の様子を聞きながら、虐待を早期発見できるような環境を整えます。
- \*子どもの様子で気になることや変化に気づき、記録します。
- \*安全な基本的生活や安心して遊べる環境、様々な経験の積み重ねを保障できるよう、登園の継続を支援します。
- 子どもの成功体験などは、場面を逃さず笑顔や具体的な言葉で伝え、自尊感情や自信につながるように関わりを持ちます。
- \*被虐待児や保護者への対応は、職員間で情報を共有し、他の児童や保護者がいるところで話題にしないなど、個人情報に配慮しながら対応していきます。
- \*園内外で行われる虐待に関する研修に積極的に参加し、子どもに対し「威圧的」「命令的」「否定的」な言葉遣いや体罰は行いません。

注1 「アドボカシー」とは「擁護・代弁」という意味を持ちます。

保育施設等では、自分の意思をうまく伝えることの出来ない子どもの声を聴き、子どもに代わって保育者がその思いや権利を伝えることです。



## 2. 愛着形成

子どもが権利の主体として存在するということは、健やかに育っていく為に必要な心の育ちも保障されなければなりません。

愛着形成は人間形成の基盤として重要な役割を持つため、保育施設等全体で集団保育の場においても保育者との愛着形成を築くための取り組みを進めると共に、親子間の愛着形成を深める取り組みも積極的に行っていきます。

子どもが不安な時「特定のだれかにくつづいて安心する」という経験の積み重ねが、愛着（アタッチメント）の形成につながります。

子どもの気持ちを受け止め、不安な気持ちはその都度和らげてあげることが心の安定につながり、子どもは、いつもそばで見守ってくれて、助けてくれる人に対し安心感を得ます。乳幼児期にこうした安心感のなかで様々な遊びを経験し、安定した愛着（アタッチメント）を経験することで、非認知能力の育ちにもつながっていきます。

### すこやかな育ちのために

#### 愛着形成と心の育ち

- \*子どもの年齢・発達にあった『一緒に楽しむ』経験を重ね、出来たことや成功したことを認めていくと、子どもは満足感を得て安心感を抱くことができます。
- \*保育者が子どもの安心できる存在になることが大切です。
- \*大好きな大人からいつも受け止めてもらえると、子どもは自分を認め、安心して次の目標に向かって動き出すことができます。
- \*保育者が安定した人間関係の中で保育に向かうことで、子どもの心の豊かさにつながります。
- \*子どもと共にあることの喜びを共有しあえるように、親子間の愛着形成の重要性をわかりやすく保護者に啓発していくことが大切です。

#### 愛着形成を深める関わり

- \*子どもと目を合わせ、笑いかけたり話しかけたりすることをくり返し、応答的な関わりを持ちます。
- \*保育者は、言葉で伝えることができない乳児や自分から表現できない子どもには、特に積極的に関わっていき、思いを受け止め、それに応えていきます。
- \*子どもの気持ちに寄り添い、甘えたいときにはしっかりと受け止めます。
- \*子どもが出すサインを見逃さず、優しくいつも同じように対応します。
- \*発達にあわせた保育環境をつくり、子どもが安心して過ごしたり遊んだりできるようにします。
- \*保育者が共感的に関わり、子ども自身が自分の心の状態に気付けるように、子どもの感情を言葉にします。



### 3. 保育者の資質・専門性の向上

保育の質の向上を図るには、保育施設等において保育者が、その資質を向上させることが基盤となります。保育者は、一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの人権に配慮した保育を行います。専門性を磨き、倫理観、人間力を高めて、職務を遂行することへの責任と自覚などの資質が必要です。

保育施設等全体として保育の質の向上を図っていくためには、保育者同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要です。職場内や、外部研修等を通して学びの機会が確保できるよう努めることが施設長・事業者としての責務です。

日々、子どもたちと過ごす中で子どもへの理解を深め、専門性の向上に努めること、そして子どもだけでなく、保護者を含め、相手の立場に立ってその思いに寄り添うことが大切です。子どもたちの声に耳を傾け、時には言葉にならない言葉を感じ取ることも保育者としての大事な資質です。

保育者自身が学びの主体です。新たな知見に出会い、自身の興味や関心の幅を広げることで保育が豊かになります。

#### 保育者に求められる資質

- \* 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を十分に理解し、日々の実践に活かします。
- \* 保育者は毎日の保育の中で、子どもと遊び、愛情をもって子ども一人一人と関わり、子どもにとって何が大切なことを考えます。
- \* 日誌や連絡帳等には子どもの育ちをとらえて記録し、それらを保護者に伝え、喜びを共感したり、育ちを共有します。
- \* 保育の専門性は、日々の実践を通じて身についていきます。日誌や実践の記録、仲間と保育の話をしながら日々の保育の振り返りを行います。
- \* 子どもの人権や人格尊重を踏まえた子どもへの関わりについて十分理解し、子どもの権利に基づいた保育を実践します。保育者だけの思いや価値観を押し付ける保育は行いません。
- \* 定期的にチェックリスト等を活用し振り返りを行うとともに、保育者同士が保育内容について対話できる関係性（同僚性）を持ちます。

#### 専門性の向上にむけて

##### 保育者

- \* 保育者として保育の質を向上させていくためには、課題に向かって自発的・主体的に取り組む姿勢、積極的に学んでいく姿勢を大切にします。
- \* 外部研修で得た知識や技能を園内で共有し、保育の実践の質と専門性の向上を図ります。

\*子どもの発達について栄養士、看護師等の専門的な視点も大切にし、園全体で子どもにとってよい環境を整えます。

#### 施設長・事業者

- \*施設長は保育者の目標や課題を把握し、内部研修・外部研修を計画的に組み立て、学びの機会を確保します。
- \*施設長は自らも学ぶ姿勢を持ち、保育の課題への共通理解を深め、そのための支えとなる組織風土の醸成に取り組み、園全体の質の向上を図ります。
- \*保育者の自己評価や、施設としての自己評価、第三者評価の受審などを通し、保育を定期的に振り返る機会を設けます。
- \*施設長は保育者が子どもの人権や人格尊重に配慮した関わりを行えるよう、定期的・継続的に情報発信や振り返りの機会を設けます。同僚性を高め、風通しの良い職場環境を築きます。
- \*必要に応じてＩＣＴを取り入れ、保育事務の効率化と情報の共有を図ることにより、保育者間のコミュニケーションを円滑にします。また、保護者とのコミュニケーション窓口を多様化させることで、よりきめ細かい対応を図ることができるよう努めます。

#### 江戸川区

- \*保育施設等と連携を図り、調整機関としてプラットホーム(注2)の役割を担います。保育者の専門性、質の向上に必要な研修を考え、保育の質の向上や人材育成を支援していきます。
- \*区内の様々な保育施設等が共に学び、お互いの保育を公開し、情報を共有し合う機会を設けることは大切です。施設間の連携を強める仕組みづくりを行います。

注2 「プラットホーム」とは「土台や基礎となる環境」を示します。

江戸川区が、各保育施設や保育団体等と連携を図り、保育の質向上や人材育成に関する事柄に取り組む際の調整、繋ぐ役割を果たします。



## 4. 保育内容

保育施設等における保育は「養護と教育を一体的」に展開するという特性をもちます。それは、保育者が子ども一人一人の状況や発達過程を踏まえて、乳幼児期にふさわしい経験や体験が積み重ねられるよう、丁寧に援助や関わりをしていくことを基盤として、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を身につけていくように計画性のある保育をすることを意味します。

江戸川区の子どもが健やかに育つように、保育施設等では地域性を考慮し、養護の行き届いた環境の下、一人一人の子どもが今を最もよく生き、夢と希望を持ち生涯にわたる生きる力の基礎を培うための保育を目指します。保育所保育指針、園の理念や方針、目標に基づき、全体的な計画（年・期・月・週・日、個別など）・年齢別の指導計画を作成します。教育・保育を進めるにあたっては「子どもに～させる」ではなく、子どもの主体性を重視して対話を通した子どもの「思いや願い」が保育に反映されることが重要です。

保育者は、子どもが環境との相互作用により成長、発達していくことを理解し、ふさわしい環境を整えることが求められます。職員の適切な援助によって子どもが自らやってみようとする意欲や興味関心、好奇心探究心などの心情、考える力や認識力が培われ、その結果、子どもたちが自己肯定感を豊かに持てるようになります。

### 愛情豊かに育むために（1歳未満の保育）

1歳児未満の時期は、視覚、聴覚等の感覚や、座る、はう、歩く等の運動機能の発達、それと同時に物を握る、押す、引っ張る、つまむ、おとす、めくる等の手や指の機能も著しく発達していきます。よって、個々の発達の特徴を理解し、月齢や他児との比較ではなく、目の前の子ども自身の発達の過程に注目することが大切です。更には、特定の大人との情緒的な絆が形成され、その後の人格形成の土台となる為、愛情豊かで、応答的な関わりが必要となります。また言葉の発達を促すために、その環境づくりと、子どもの様々な変化に気づく観察力も求められます。

発達過程の最も初期に当たる乳児期は、「養護」の側面が特に重要であり、養護と教育が一体となって保育を行い、「3つの視点」に沿ったねらいや内容を考えていくことが大切です。これらの育ちはその後の「5領域」につながっていくものと意識して考えます。

\*安心安全な環境の下、子どもが健やかにのびのびと育ち、愛情豊かな応答と一人一人の生活リズムが整うよう配慮します。

\*子どもの言葉にならない思いや欲求を汲み取り、言葉に置き換えながら心地よいやり取りをします。

\*発達に合わせ興味ある玩具や絵本などを用意し、探索活動が盛んになるような環境構成を心がけます。

\*豊かな感受性や表現する力を育む為に、保育者自身もその時々に合わせて表情豊かに関わることが必要です。

## その子らしさを大切に（1歳以上3歳未満児の保育）

1歳以上3歳未満児の時期は歩き始めから走る、跳ぶなど基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体機能も整うようになります。また指先の機能も発達し、食事や衣類の着脱など少しづつ自分で行えることが増えてきます。更に発声も明瞭になり、語彙も増加し自分の意志や欲求を言葉で表出できるようになります。

自我が芽生え、自分の思い通りにできずに甘えたい気持ちも強くなります。自分の思いや欲求を受け止めてもらう経験から他者を受け入れることができ始め、友達同士の関わりが少しづつ育まれていきます。

著しい発達がみられる時期ではありますが、個人差が大きく、生活や遊びの中心が大人との関係から子ども同士への関係へと次第に移っていく時期でもありますので、養護と教育の一体化を意識し一人一人に応じた発達の援助が求められます。

- \* 子どもの好奇心や探求心が育つよう環境を整えます。
- \* 一人一人の発育に応じて体を動かす機会を十分に設けます。
- \* 一人一人の気持ちに共感して受け止め、自我の育ちを大事にします。子どもの様々な感情を受け止め、立ち直る経験や感情をコントロールする経験を積み重ねられるよう見守ります。
- \* 生活や遊びの中で子どもと関わり合いながら自立心を育て、人と関わる心地よさを感じられるようにします。
- \* 個人差や家庭の生活状況に配慮し、一人一人のペースを尊重しながら見守り援助します。
- \* 様々な経験を通して豊かな感性や表現する力を育います。
- \* 言葉で思いが通じ合う喜びを感じ伝える意欲が高まるよう、楽しい雰囲気の中で保育者が仲立ちをして気持ちや経験などの言語化を援助します。



## 自己肯定感を育み、学びへの意欲や社会性を高める（3歳以上児の保育）

身辺の自立が進み、「やってもらう」から「自らおこなう」ことが増え、見通しをもって生活する力が育ちます。その中で、様々な経験を通して、充実感を持てることで、健やかに、心や身体が育っていきます。この時に「自分でできる！」という自信をつけ、自己肯定感を育みます。

また、遊びを通して、考える力を身につけていくとともに、友達の中で意見をぶつけ合いながら、時には主張通り、時には主張が通らないこともありますが、その中で社会性を育んでいき、一つのことを大勢で楽しむことができるようになり、「自分は」から「自分たちは」という視点をもつようになります。

- \*自分の身体に関心を持ち、命を大切にできるような気持ちを育てます。
- \*日常の生活の中で必要な生活習慣を身につけ、見通しをもって自ら行動できるように援助します。
- \*様々な経験を通して自分に自信を持ち他者とのことも受け入れられる心を育みます。
- \*コミュニケーションを通して、他人の気持ちも考え、自分の感情をコントロールしていく力を育みます。
- \*発展と思考を繰り返すことができる環境（時間、空間、道具）を用意し豊かな感性を育てます。

## 食 育

保育施設等における食育では、保育の中で、子ども自ら意欲をもって食にかかわる体験を積み重ねていくことが大切です。

また、特別な取り組みだけではなく、日々の給食やおやつを通して、国内外の食文化にふれることや、食材の旬があることを知り、季節感を感じることは、子どもの豊かな経験につながります。年齢や発達に合わせた栄養指導・食事相談なども含めた家庭との連携が必要です。

- \*食育計画（アレルギー児にも対応している計画）を作成します。給食職員と保育者等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取り組みを行います。
- \*個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせ、量を加減したり、年齢（咀嚼力など）に応じた柔らかさや味付けなど細かい配慮を行います。完食を目標にしたり、無理に食べさせる行為は行いません。
- \*安心して楽しい雰囲気の中で食事をする環境を整え、食を通して五感を育みます。
- \*自然の恵みとしての食材について生産から消費までの一連の循環、食べ物を無駄にしないことや、栽培やクッキングなど様々な体験を通して食への関心を育てます。



## 5. 環 境

保育施設等は、子ども一人一人が安全で情緒の安定した生活を送ることができる環境や、自己を十分に發揮し、自発的・意欲的に活動が展開できるような環境による保育を実施することが大切です。

子どもの命が守られることを第一に、乳幼児期の子どもの発達を捉え、遊んでみたくなるような環境を整え、子どもが十分に楽しみ、満足感や充実感を得ることのできるような環境を構成することは事業者及び保育施設等の責務です。

環境は項目にすると数限りなくありますが、人的、物的、自然、社会環境等、いくつかの視点で分けて整えておくことにより、日々の保育環境をより良いものにすることができます。

### 環境による子ども主体の保育を実施するために

- \* 保育者は、子どもに対して見守り受容し、共感する存在でいることが必要なため、指示するのではなく、発達過程を把握し援助する存在になるよう意識します。
- \* 子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本を手の届く場所に適切な量で用意し、子どもが自由に選び、主体的に遊べるように配慮します。
- \* 子どもたちが自由に遊びこむことができる時間と空間への配慮など、子どもの自主性、自発性を尊重するとともに、子ども同士の遊びが豊かに行われるよう工夫します。
- \* 友達と好きなことをして落ち着いて遊べる場所や一人でじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆっくりと休めたりくつろげたりできるような空間をつくります。
- \* 菜園やプランターの植物など生活の中で縁を楽しむことや、生き物にやさしくすることができるよう、身近な自然と関わる取り組みをします。
- \* 外気に触れ、興味を持って自ら探索する楽しさを存分に味わい、体を動かす技能を発達させるための運動ができるなど、子どもが安心して遊べるよう安全に配慮します。
- \* リズム・造形などの多様な表現活動を経験でき、自ら興味を持って楽しみ、継続して活動できるような環境設定を工夫します。
- \* 子どもの動線に配慮した環境を整え、死角をつくらず安全に過ごせるようにします。
- \* 乳児の保育環境は、月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられ、子どもの体にあった机や椅子を用意します。
- \* 施設内の清掃が行き届いており、保育室・トイレなどを清潔に保ち、玩具など、子どもたちが使用する備品類の消毒を適切に行います。
- \* 子どもたちが豊かな社会経験ができるよう、地域とのつながりを持ち、園外での環境にも配慮します。



## 6. 健康及び安全

子どもの生命と心の安定が保たれ、すこやかな生活が確立されることは、日々の保育の基本です。一人一人の子どもの健康及び安全の確保に努めることが重要です。子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切です。

子どもは心が動くような経験を重ね、感覚を味わいながら成長します。感染症対策を行なながら、一方では健全な発育の妨げにならないように配慮することも必要です。

一人一人の子どもを保育者間で連携し見守っていくこと、危機管理意識を持って保育環境を整備することが求められますが、危ないからとすべて排除するのではなく、正しい知識を身につけ対応していきます。

危機管理、災害時の対応は全保育者で確認しておくことが重要です。

### 子どもの健康状態の把握

- \*保護者からの情報とともに常に子どもの心身の状態を観察し、定期的・継続的に一人一人の健康状態を把握します。
- \*朝の受け入れ時には子どもの顔色、機嫌、皮膚の状態などから視診を行います。前日まで病気などで休んでいた場合には、丁寧に保護者から聞き取りを行い保育者間で情報共有します。
- \*嘱託医、嘱託歯科医などによる定期的な健康診断や毎月行う身体測定等を通して、子どもの健康について把握し連携します。

### 感染予防

- \*室温や湿度の調整、換気や定期的な消毒等を行い衛生的な環境を整えます。
- \*乳幼児期は抵抗力が弱く、身体の機能が未成熟であることから感染症にかかりやすい時期です。「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)等を参考に、様々な感染症についての知識を身につけ、適切な対応をとります。
- \*予防接種の大切さや、登園停止期間がある疾病、治癒証明書が必要な疾病など、あらかじめ保護者に伝えておきます。施設で流行している疾病や季節性の感染症などの予防方法、かかった場合の対処法などを、園だよりや保健だよりなどで知らせていきます。

### アレルギー疾患についての知識（疾病等への対応）

- \*アレルギー疾患を有する子どもの保育については、きめ細やかな対応が求められます。保護者と連携し、医師の診断および指示（生活管理指導票）に基づき対応を行います。
- \*アレルギーについての知識や情報を保育者全体で共有し、非常時でも緊急薬の保管場所や使い方など、誰でも対応できるようにしておくことが重要です。

## 虐待の早期発見

\*日々の子どもの心身の状態を注意して観察することで虐待を疑うサインを見つけることがあります。服の着替え時に身体の様子をさりげなく観察し、不自然なあざやケガを確認した場合や、不適切な養育が疑われる場合には、児童相談所（はあとポート）などの関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

## 危機管理

怪我や事故を防ぐための環境の配慮や、保育の工夫が大切です。特に、食事・午睡・水遊びや園外保育時などは重大事故が発生しやすいことを踏まえ、いつも以上に注意が必要です。注意事項や細かな配慮点は、保育者間で常に共有し、マニュアルに沿った対応を行います。

- \*食事時は、水分補給を行い、のどを潤してから食べます。詰め込みすぎていないか、食べ終わりに口の中に食べ物が残っていないか等の配慮をし、食事の介助を行います。
- \*午睡時は、乳幼児突然死症候群（SIDS）防止の取り組みとして、適切な明るさを保ち睡眠チェック（0歳児5分、1・2歳児10分間隔）を行います。室温、湿度、子どもの状態（顔色や呼吸、寝ているときの体位）が適切か、確認を行い記録します。
- \*園外保育を実施する際には、散歩記録を作成します。経路や公園内に危険がないか確認し、保育者間で情報を共有します。出発時、途中、帰園時には人数把握を行います。
- \*プールや水遊びを行う際は、注意点を年齢に合わせて子どもたちに伝え、事故のないように遊びます。監視役に徹する保育者を配置します。
- \*日々の保育の中で危なかったことを、保育者間で共有し（ヒヤリハット等）、改善していくとともに意識の向上を図ります。
- \*様々な事故や災害を想定した緊急時の対応マニュアルを作成し、それぞれの役割、動きを把握します。保育者は、想定外の危機にも子どもの命を最優先に守ることを考え行動するための判断力、行動力が求められます。危機管理能力を磨いていくことが大切です。

## 災害対策

- \*非常時の行動対策を日頃から想定して定期的に避難訓練や、引き取り訓練を行います。
- \*災害の被害を最小限にするため、家具を固定したり、物が落下しないように高いところに物を置かないようにするなどの安全対策を徹底するとともに、避難用持ち出しリュックなどの非常用物資の用意をしておきます。
- \*緊急時の連絡体制や協力体制を保護者、消防、警察、医療機関等の関係機関との間で整えておくとともに、日頃から地域の方々と連携して緊急時の協力や援助を依頼しておくことも大切です。
- \*江戸川区は川の氾濫から来る水害のリスクが高いため、地域の比較的高い場所への避難場所の確保や、自然災害のリスクが高い台風の発生状況などを把握し、地域の機関と連携して大切な命を守る行動を一番に考え準備、避難します。



## 7. 配慮や支援を大切にした関わり

保育施設等は、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあう場です。

保育者は、子どもの伸び行く力や子育てを「支える」専門職であり、常に子どもと保護者に寄り添い、支えることが使命です。配慮や支援はすべての人が必要としているといつても過言ではありません。一人一人の状況を捉えて丁寧に関わり、心を寄せる姿勢が大切です。

多様性を尊重し、どの子もその子らしく輝き、共に過ごす経験を重ねていくインクルーシブ保育の実践は、将来的に相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の基盤にもなります。

一人一人を尊重し共に育ちあうことを大切にした保育を目指します。

### 一人一人を尊重した保育

- \* 子どもの成長過程や心身の状態を把握し、課題になっていることが生じやすい場面や状況、理由等を適切にとらえ、具体的な目標や見通しを持って関わります。
- \* 個に応じた関わりと集団の一員としての関わりの両面から配慮し、子ども同士が互いに成長できるようにします。
- \* 医療的ケアやアレルギー疾患等、一人一人の状況に応じて適切な保育を実施し、医療機関や専門機関からの相談や助言を受けられるように積極的に連携を図ります。
- \* 保護者の不安や悩みに寄り添い、思いを受け止めながら、子どもの置かれた状況に関して肯定的に一緒に考え、共に成長を喜びあえる信頼関係を築きます。

### 一人一人の背景をふまえた支援

- \* 外国にルーツを持つ子どもにおいては、言葉や文化の違いを認め配慮していく中で、子どもの表情や行動から何をしたいのか汲み取りながら丁寧に対応します。
- \* 異言語により保護者との意思疎通が難しい場合は、様々な方法を活用しながら、信頼関係を築きます。
- \* 経済的困窮、養育困難、育児不安等を持つ保護者については、担当する保育者との信頼関係を育みながら、園全体で共有していきます。

### 専門性に基づく支援

- \* 様々な子どもの育ちの特性や関わり方について、保育者間の共通理解や研修等により、必要な知識や情報を得て専門性に基づく支援をします。
- \* 小学校への切れ目のない支援として繋げていくために、サポートファイルや個別の支援・指導計画を活用した体制を整えます。



## **8. 連携**

子どもがすこやかに育つために、地域の関わりなど様々な機関と繋がりあい、地域全体で充実した子育ての環境づくりをすすめ、連携していくことが重要です。

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、「かけ橋期」と呼ばれ、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる重要な時期です。小学校との連携では、令和3年1月、中央教育審議会から「令和の日本型学校教育」の構築を目指す子どもの学びとして、「個別最適な学び」や「協同的な学び」の推進などの答申が出されています。小学校への移行を円滑に行えるよう、子どもの姿を共有し、関係各機関との連携、子どもの育ちを支えるための連携を、私たち保育者はこれまで以上に意識する必要があります。

子どもを取り巻く環境が多様化する中、子育てに対して不安や負担、孤独を感じている家庭が増えてきています。保育者は、保護者の思いや悩みを受けとめ、専門知識をもって心を配り、安定した親子関係、子育てができていくよう支える役割を担います。

### **小学校との連携**

- \* 子ども、保護者が就学に向けて安心できるよう、日々の交流や情報を伝え、見通しと期待をもって就学できるよう連携していきます。
- \* かけ橋期の子どもの発達や学びの連續性を継続的に援助できるように、子どもの小学校体験や交流の機会をもつこと、また保育者間も、研修などの学びの機会や交流をしていくことを目指します。
- \* 保育施設等から小学校へ指導要録・保育要録等の送付を行います。意見交換などを通じて子どもの情報を共有し連携します。卒園後も支え合える体制を整えていくことが大切です。

### **保護者との連携／子育て支援**

- \* 保護者と子どもの成長を喜び合えるよう信頼関係を築き、楽しみながら子育てできるよう支援します。
- \* 子どもの様子や健康状態について連絡帳や送迎時の聞き取りで、保護者と情報を共有します。個別に対応が必要な場合は、保護者から丁寧に話を聞いて対応します。
- \* 地域の子育て支援の拠点として、保護者同士が関わり合える機会をつくり、子育て家庭が孤立しないよう互いに共感できる場をつくります。

### **関係機関・地域との連携**

- \* 地域の施設や関係機関と日常的な連携を図り、地域資源を活かし、必要な協力が得られるよう努めます。
- \* 地域の子どもを巡る課題に対して共有し、支援していくよう要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携します（児童相談所はあとポート、民生・児童委員、健康サポートセンターなど）。

## おわりに

本ガイドラインは、今後も更なる充実が図られる必要があります。子どもや子育て家庭を取り巻く環境や社会情勢の変化、教育・保育に関する法令等の改訂等に応じたものにするため、時代に伴って定期的に見直しをしていきます。

また、子ども子育て応援会議の中で、取り上げ議論していきます。

### 江戸川区保育の質ガイドライン策定委員会

#### 【委員名簿】

	氏名	団体名・施設名等
委員長	岡 健	大妻女子大学家政学部児童学科 教授
委員	秋山 秀阿	江戸川区認可私立保育園園長会 会長（光徳保育園）
委員	米倉 弘喜	江戸川区私立幼稚園協会 会長（二ノ江幼稚園）
委員	児島 史篤	江戸川区小規模保育所連絡会 会長（にっこりハウス）
委員	須永 尚子	江戸川区認証保育所連絡会 共同代表（子ばと保育園）
委員	尾崎 泰子	江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会 理事長
委員	塚田 久恵	江戸川区子ども家庭部 部長
委員	岡部 長年	江戸川区子ども家庭部子育て支援課 課長
委員	岡崎 由紀夫	江戸川区子ども家庭部保育課 課長

#### 【作業部会】

氏名	団体名・施設名等
大石 亜紀子	認可私立保育園 園長（みづえ保育園）
陣之内 勝子	認可私立保育園 園長（小岩みどり保育園）
松田 亮太	認可私立保育園 園長（富士見保育園）
青木 路子	認可私立保育園 園長（つくしんぼ保育園）
杉本 奈緒美	認可私立保育園 園長（葛西第二おひさま保育園）
山下 美緒	認可私立保育園 園長（ゆずりは保育園）
菅原 創	幼稚園型認定こども園 園長（江戸川双葉幼稚園）
安富 真弓	小規模保育所 園長（東一の江保育園こすもす）
黒澤 和枝	認可区立保育園 園長（一之江第一保育園）
石井 泰子	認可区立保育園 園長（小松川第二保育園）
木村 久美子	認可区立保育園 地域連携推進員（船堀第二保育園）
木村 秋生	子ども家庭部保育課保育園支援担当係 係長

#### 【事務局】

子ども家庭部子育て支援課運営支援係